

平成27年 5月総務委員会（所管事項説明）

平成27年 5月19日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

岸本委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時33分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の所管事務について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【所管事項及び重点事業の説明】（資料①②）

【報告事項】なし

原経営戦略部長

まず、経営戦略部関係・総括所管事務の説明に先立ちまして、去る3月9日、2月定例会におきまして御承認いただきました、平成27年度当初骨格予算の概要につきまして、御説明申し上げます。

平成27年度は、統一地方選挙が行われましたので、平成23年度と同様に、当初予算を骨格予算として編成いたしております。

その内容につきましては、人件費、扶助費、公債費、いわゆる義務的経費については年間所要見込額を計上する。

既に継続費や債務負担行為を設定している事業など、継続的な事業に要する経費については年間所要見込額を計上する。

年度当初の事業執行に支障を来さないようにすることとした上で、本来なら、こうした義務的経費などを中心とした骨格予算として編成するところですが、切れ目のない経済・雇用対策や県土強靱化をはじめとする、県民の皆様の安全・安心の確保など、年度当初から対応すべき事業に要する経費については、漏れなく盛り込んだところがございます。

この結果、お手元に御配布の平成27年度当初（骨格）予算の概要1ページに記載のとおり、平成27年度当初（骨格）予算の規模は、4,408億8,800万円となりました。

なお、6月県議会に提案いたします肉付けのための補正予算と合わせまして、通年予算となります。

1ページから2ページの歳入歳出の款別内訳、3ページの性質別歳出予算内訳表につきましては、骨格予算編成時点での歳入歳出の状況を、また4ページにつきましては、骨格予算編成時点での特別会計の状況についてお示しいたしております。

いずれの表にも、6月（肉付け）補正予算欄を設けておりますが、骨格予算と6月肉付

け補正予算を合わせて、通年予算になることを示しております。

以上が、平成27年度当初（骨格）予算の概要でございます。

続きまして、お手元の総務委員会説明資料（所管事務）により、平成27年度経営戦略部・監察局・出納局所管事務の概要を御説明申し上げます。

まず、組織についてでございますが、経営戦略部につきましては、1ページから2ページにかけて、監察局及び出納局につきましては2ページにそれぞれ記載しております組織図のとおりでございます。

次に、当初予算についてでございますが、3ページを御覧ください。

一般会計の総額は、表の一番下、左端に記載のとおり1,188億1,645万7,000円で前年度と比較いたしまして15億7,691万1,000円の減となり、率にいたしまして1.3%の減となっております。

特別会計につきましては、4ページを御覧ください。

総額は表の一番下、左端に記載のとおり1,507億6,847万3,000円で、前年度と比較いたしまして78億2,938万9,000円の増となり、率にいたしまして5.5%の増となっております。

次に、繰越明許費につきましては、5ページに記載のとおり管財課、情報システム課で併せて5億1,637万9,000円となっております。

債務負担行為の状況につきましては、6ページに記載のとおり財政課において共同発行市場公募地方債の発行に当たり、連帯債務の負担を行っております。

また、管財課、税務課、情報システム課におきまして表に記載の契約で、限度額の設定をいたしております。

次の7ページには、地方債の状況を記載しておりまして、一般会計で総額396億2,300万円、公債管理特別会計で429億100万円となっております。

次に、本年度の重点事業ですが、8ページから9ページに記載のとおり、12項目の事業を掲げております。

以上、総括的に概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、それぞれ局長・課長等から御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

黒下秘書課長

秘書課の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

資料の11ページをお開きください。

まず、組織についてでございますが、当課は11ページの組織図のとおり、秘書担当、企画担当、広報戦略担当の三つの担当で構成されております。職員総数は21名でございます。

12ページをお開きください。

事務分掌につきましては、記載のとおりでございますが、主な事務といたしましては、知事・副知事・政策監・政策監補の秘書業務、広報広聴に関する事業等を行っております。

13ページを御覧ください。

平成27年度の一般会計予算でございますが、総額4億424万1,000円で、前年度と比較いたしまして8.6%の減となっております。

次に、秘書課の重点事業でございますが、知事・副知事・政策監・政策監補の秘書業務の円滑な推進を図るとともに、広報広聴事業の推進に努めてまいります。

以上で、秘書課の所管事務の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

仁木総務課長

総務課及び法務文書室の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

資料の15ページをお願いいたします。

まず、組織についてでございますが、組織図にございますように、総務課は2担当、法務文書室は1担当をもって構成しており、職員総数は、総務課については併任1名を含め11名、法務文書室については8名でございます。

事務分掌につきましては、16ページを御覧ください。

総務課の主な事務といたしましては、県民の褒賞関係事務、私立学校関係事務、宗教法人法・関係事務等を、また、法務文書室の主な事務といたしましては、条例、規則等の審査・指導と管理、法務・訴訟に関する相談及び事務管理等を所管いたしております。

次に、平成27年度の一般会計予算でございますが、17ページに記載のとおり、総額は4億339万7,000円で、骨格予算でございますため、前年度と比較いたしまして、67%の減となっております。

最後に、重点事業でございますが、私立学校の教育条件の維持・向上や、経営の健全性の支援及び修学上の経済的負担の軽減を図るため、私立学校の振興に努めてまいります。

以上で、総務課及び法務文書室の所管事務の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

板東人事課長

人事課及び行政改革室の所管事務につきまして、その概要を御説明申し上げます。

説明資料の19ページをお願いいたします。

まず、組織についてでございますが、組織図にございますように人事課は3担当、行政改革室は1担当をもって構成しており、職員総数は、人事課については、派遣職員3名を含めて18名、行政改革室については5名でございます。

事務分掌につきましては、20ページから21ページにかけて記載のとおりでございます。

人事課の主な事務といたしましては、職員の任免、表彰、給与及び勤務条件、研修等に関する事務を、行政改革室の主な事務といたしましては、行財政改革の推進に関する事務、県の行政組織及び権限の配分に関する事務等を所管しております。

次に、平成27年度の一般会計予算でございますが、22ページに記載のとおり、総額2億9,823万7,000円で、前年度と比較いたしまして3.1%の減となっております。

最後に、重点事業でございますが、本県行財政を取り巻く厳しい現状を踏まえ、確かな行財政基盤を構築するため、徹底した行財政改革に取り組むとともに、多様な働き方の推進によるワーク・ライフ・バランスの確立に努めてまいります。

また、能力実証主義による人材の登用など、適正な人事管理に努めるとともに、職員研修の充実を図ってまいります。

以上で、人事課及び行政改革室の所管事務の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

浦土井自治研修センター所長

自治研修センターの所管事務につきまして、その概要を御説明申し上げます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

まず、組織についてでございますが、組織図でございますように兼務を含め、6名の職員で構成しております。

事務分掌につきましては、下段に記載のとおりでございます。

自治研修センターといたしましては、職員の研修の実施及び市町村職員の委託研修の実施に関する事務を所管しております。

なお、自治研修センターにおきましては、先ほど、御説明いたしました人事課の一般会計予算額のうち、3,804万6,000円を職員の研修費用として執行してまいります。

また、市町村職員の委託研修に係る費用につきましては、政策創造部の予算となりますが、市町村課の一般会計予算額のうち1,798万円を執行してまいります。

以上で、自治研修センターの所管事務の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

宮崎職員厚生課長

職員厚生課の所管事務につきまして、その概要を御説明申し上げます。

資料の25ページをお開きください。

まず、組織図及び事務分掌でございますが、組織図のとおり、職員総数15名で3担当をもって構成しております。

事務分掌につきましては、26ページに記載のとおりでございます。

主な事務としましては、地方職員共済組合及び職員互助会に関する事務、職員の健康管理並びに健康診断、退職手当や、恩給に関する事務など、職員の福利厚生事業を所掌いたしております。

次に、平成27年度歳入歳出予算でございますが、27ページに記載のとおり、一般会計総額28億8,731万5,000円で、前年度当初と比較いたしまして20.3%の増となっておりますが、これは主に定年退職者の増に伴う退職手当に係る経費の増によるものでございます。

次に、重点事業でございますが、職員の安全衛生管理の徹底と、保健事業の推進により、公務能率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で、職員厚生課の所管事務につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

秋川経営戦略部次長（財政課長事務取扱）

財政課の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

まず、組織についてでございますが、説明資料29ページの組織図を御覧ください。財政戦略担当、予算第一担当、第二担当、第三担当の4担当をもって構成しており、職員総数は、併任1名を含めて22名でございます。

次に、分掌している事務についてでございますが、30ページに記載のとおり、各部局の予算編成事務のほか、地方交付税、県債、財政調整基金等に関する事務を所管しております。

次に、平成27年度歳入歳出予算についてでございますが、一般会計当初予算につきましては、31ページの上段に記載のとおり、総額827億7,101万9,000円で、骨格予算でございますため、前年度当初予算と比較して8.2%の減となっております。

特別会計でございますが、公債管理特別会計につきましては、総額1,161億7,800万円で、前年度と比較して6.6%の増、給与集中管理特別会計は、総額306億9,532万6,000円でございます。前年度と比較して2.5%の増となっております。

32ページをお開きください。

債務負担行為の状況でございますが、共同発行市場公募地方債を、本県を含め36の地方公共団体が共同発行するに当たり、地方財政法に基づき相互に信用力を補完するため、連帯して債務を負担しようとするものでございます。

次に、地方債の状況についてでございますが、33ページに記載のとおり、一般会計といたしましては、総額396億2,300万円、公債管理特別会計といたしましては、借換債429億100万円につきまして限度額等の御承認を頂いております。

最後に、財政課の重点事業でございますが、34ページを御覧ください。

平成27年度当初予算は、骨格予算として編成しており、6月の肉付け補正予算と合わせて通年予算となりますが、喫緊の課題である地方創生に向けた対策を迅速かつ着実に進めるとともに、引き続き、県内の景気動向を踏まえた一層の経済・雇用対策をはじめ、安全・安心対策、宝の島・とくしまの実現といった重要課題にもしっかりと取り組んでまいります。

また、財政構造改革基本方針に基づき、歳入歳出両面にわたる取組を実施し、持続力ある財政基盤の確立に努めてまいります。

以上で、財政課の所管事務の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

篠原管財課長

管財課の所管事務について、その概要を御説明申し上げます。

まず、組織についてでございますが、説明資料の35ページの組織図のとおり、管財課の職員数は38名でございますが、4担当をもって構成しております。

次に、事務分掌につきましては、36ページから37ページにかけて記載のとおりでございますが、主な事務といたしましては、県有財産の総括、物品の調達、県庁舎をはじめ、各合同庁舎等の庁舎管理、県有車両の管理等を行っております。

次に、当初予算についてでございますが、38ページの上段に記載のとおり、一般会計の総額は、13億5,148万8,000円で、前年度と比較いたしまして、44.9%の減となっております。

用度事業特別会計予算につきましては、下段の表に記載のとおり、総額は、9億9,014万7,000円で、前年度と比較いたしまして2.5%の減となっております。

次に、39ページに記載の繰越明許費についてでございますが、財産管理費8,010万4,000円におきましては、本庁舎の防災設備の老朽化に対応するために改修を実施したものであります。

また、支庁費3億4,227万5,000円におきましては、合同庁舎の空調設備及び屋上防水の老朽化対策を実施してはりましたが、いずれも平成26年度は、計画に関する諸条件により年度内完成が見込めなくなったため、繰越しするものです。工事につきましては、できる限り早期の完成に向け取り組んでまいります。

次に、債務負担行為についてでございますが、39ページ下段の表に記載のとおり新公有財産管理システムの開発にかかる委託契約分として2,770万円、徳島合同庁舎における防災拠点施設の機能強化を図るための工事請負等契約分として1億9,800万円、本庁舎のエレベータ設備の大規模改修を図る既存ストック有効活用事業・工事請負等契約分として4億500万円、いずれもこの金額を限度額とし、平成28年度の債務負担行為を行うものです。

次に、本年度の重点事業でございますが、40ページに記載のとおり、公有財産の適正かつ効率的な運営や未利用財産の処分の促進に努め、徳島県公共施設等総合管理計画を推進することで、公共施設等の長寿命化や最適化を図って参りたいと考えております。

また、本庁舎等の建物の維持管理、県有車両の適切な管理と交通事故の防止にも努めてまいります。

以上で、管財課の所管事務の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

出原税務課長

税務課の所管事務につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、組織につきましては、41ページに記載のとおりでございます。職員数42名で構成されております。

事務分掌につきましては、42ページから43ページに記載のとおりでございますが、主な事務といたしましては、県税の企画指導に関する事務等を行っております。

続きまして、平成27年度の一般会計予算であります。44ページに記載のとおり、288億8,374万3,000円で、前年度当初予算と比較いたしまして33.3%の増となっております。

特別会計につきましては、45ページに記載のとおり8億500万円で、前年度当初予算と比較いたしまして14.8%の減となっております。

次に、債務負担行為でございますが、46ページに記載のとおり自動車税納税通知書等作成業務委託契約として1,000万円を限度とし、平成28年度の債務負担行為を行うものであります。

続きまして、税務課の重点事業でございますが、下段に記載のとおり、自主納税の促進とともに、収入未済額の縮減が税務行政の本質である負担の公平性の確保と納税秩序を確立するために重要かつ喫緊の課題であるとの認識の下、この縮減に努め、自主財源である県税収入の確保に努めて参りたいと存じます。

次に平成27年度当初県税収入見込額でございますが、47ページに記載のとおり、総額で770億円を計上しており、前年度当初予算と比較いたしまして、9.2%の増となっております。

増収を見込みました主な原因といたしましては、平成26年4月に税率が引き上げられた地方消費税の影響が通年化することや、国税の地方法人特別税が税制改正に伴い縮小され、同額が法人事業税に還元された影響等によるものでございます。

税目別収入見込みにつきましては、48ページに記載のとおりでございます。

以上で、税務課の所管事務につきまして説明を終わらせていただきます。

続きまして、東部県税局の所管事務につきまして、その概要を御説明申し上げます。

資料の57ページをお開きください。

まず、組織につきましては、57ページから59ページに記載のとおりでございます。

東部県税局の徳島庁舎、吉野川庁舎及び自動車税庁舎の3庁舎において、職員総数84名をもって構成しております。

事務分掌につきましては、60ページから65ページに記載のとおりでございますが、主な事務といたしましては、県税の賦課徴収に関する事務等を行っております。

以上で、東部県税局の所管事務につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

梶本情報システム課長

情報システム課の所管事務につきまして、その概要を御説明申し上げます。

資料の49ページをお開きください。

情報システム課の組織でございます。

情報システム課は、情報・業務改革推進担当、システム担当、ネットワーク担当で構成されており、職員総数は19名でございます。

50ページをお開きください。

当課の事務分掌につきましては、三つの担当で、記載のとおり事務を分掌しております。

す。

51ページを御覧ください。

平成27年度の歳入歳出予算についてでございますが、一般会計の当初予算額は、8億9,340万円で、前年度当初予算額に比べ、5.4パーセントの増加となっております。

52ページをお開きください。

繰越明許費の状況でございますが、9,400万円で、番号制度団体内統合宛名システム等構築事業について、計画に関する諸条件により年度内完成が見込めなくなったものでございます。

続きまして、債務負担行為の状況でございますが、人事給与システム再開発事業業務委託契約が平成33年度までの複数年にわたるための平成28年度以降の限度額、2億6,868万6,000円でございます。

次に、重点事業について御説明いたします。

I C T（情報通信技術）を活用し、行政の簡素・効率化と県民サービスの向上を図るため、庁内にある情報ネットワークや情報システムの機能強化と安定運用に努めるとともに、業務・システムの最適化への取組みを推進し、次世代eー県庁の実現に努めているところでございます。

また、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害時にも本県の業務継続性の確保に資する災害に強い情報システムネットワークの構築に取り組んでおります。

以上で情報システム課の所管事務の説明を終わらせていただきます。よろしく御願いたします。

鳴川総務事務管理課長

総務事務管理課の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

まず、組織についてでございますが、53ページの組織図を御覧ください。

総務事務管理課は3担当をもって構成しており、職員総数は17名でございます。

事務分掌につきましては54ページに記載のとおり、手当認定事務、旅費及び賃金・報酬の支出事務等につきまして、知事部局をはじめとする対象部局の事務を集約する形で所管いたしております。

次に、平成27年度の一般会計予算でございますが、55ページに記載のとおり、総額は、1億3,142万2,000円で、前年度と比較いたしまして2.8%の減となっております。

最後に、重点事業でございますが、総務事務システムの活用と集約化により、知事部局をはじめとする職員の給与や旅費など総務事務の適正かつ効率的な執行に努めているところでありますが、今後とも、更なる業務改善に努め、総務事務の一層の効率化・省力化を図ってまいりたいと考えております。

以上で、総務事務管理課の所管事務の説明を終わらせていただきます。よろしく御願いたします。

清水監察局長

それでは、監察局の所管事務の概要につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料67ページをお開きください。

68ページにかけて組織図を掲載しておりますように、2課5担当をもって構成しており、当局本務の併任職員5名を含めて職員総数は36名となっておりますとともに、本年5月1日の機構改革により、2名の担当室長を新たに設置しております。

両課の事務分掌につきましては、69ページから70ページに記載のとおりでございます。

次に、平成27年度の一般会計予算でございますが、71ページに記載のとおり、当初予算額は監察課が6,572万8,000円、評価検査課が1億4,744万9,000円となっております。

続きまして、重点事業でございますが、72ページに記載のとおり、監察課におきまして、職員の職務執行の適正を確保するため、公益通報制度に基づく調査や、定期監察及び随時監査を実施するとともに、不当要求対策に取り組んでまいります。

また、開かれた県政を推進するため、情報公開の総合的な推進に努めるとともに、県民の権利利益を保護するため、県及び事業者における個人情報の適正な取扱いに努めてまいります。

次に、評価検査課におきましては、政策推進に係る県民目線からのチェック機能の強化を図るため、県政運営評価戦略会議の運営等を通じ、本県ならではの事業評価を行うとともに、農林水産関係団体等の健全な運営の確保のため、検査業務の専門化・効率化を進め、精度の高い検査を実施してまいります。

また、県民の要望、意見等を的確に把握し、県施策に反映させるため、各種広聴事業の一層の推進を図ってまいりますことといたしております。

以上で監察局の所管事務の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

河口会計管理者（出納局長兼務）

出納局の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

説明資料の73ページをお開きください。

出納局の組織につきましては、73ページから74ページの組織図にございますように、会計課及び課内室であります公共入札室並びに工事検査課の2課、1室で構成されており、職員総数は、兼務及び併任職員を含めまして43名となっております。

事務分掌につきましては、75ページから76ページに記載のとおりでございます。

77ページを御覧ください。

平成27年度当初予算についてでございますが、まず、一般会計につきましては、会計課で4億4,474万2,000円、工事検査課で1億3,427万6,000円を計上しております。

78ページをお開きください。

特別会計につきましては、会計課におきまして、証紙収入特別会計で21億円を計上しております。

79ページをお開きください。

最後に出納局の重点事業でございますが、会計課の1点目といたしましては、会計事務の円滑な執行でございます。

財務会計システムの安定運用と機能強化を図り、適正かつ円滑な会計事務を推進するとともに、歳計現金の効率的な運用に努めてまいります。

2点目といたしましては、適切な公金管理体制の維持でございます。

徳島県公金管理委員会の運営等を通じて、全庁的な公金の適切な管理及び運用を図るとともに、その保全に万全を期すことといたします。

3点目といたしましては、未収金対策の支援でございます。

徳島県未収金対策委員会の運営等を通じて、全庁的な未収金対策を推進するとともに、未収金削減に向けた取組を支援してまいります。

公共入札室の重点事業といたしましては、入札事務の適正な執行でございます。

入札制度の適正な運用を図り、談合等不正行為を排除し、公正性・競争性・透明性の確保された入札事務の執行に努めてまいります。

工事検査課の重点事業といたしましては、公共工事の品質確保でございます。

工事検査システムの運用により、建設工事のしゅん工検査等を適切に実施するとともに、公共工事の品質確保に努めてまいります。

以上で、出納局の所管事務の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

岸本委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

達田委員

きのうのニュースで、オスプレイがハワイで着陸失敗して1人が死亡、21人搬送という大きなニュースが流れました。徳島県はオレンジルートということで米軍機がどんどん飛んでいて、県議会におきましても、国に対して低空飛行訓練をやめてもらいたいとか、あるいはオスプレイが飛ぶという以前の、平成24年の6月22日にも県議会として、オスプレイの飛行訓練ルートに徳島上空が含まれているということが明らかになったので、県民の事故に対する危機感や生活被害への懸念がこれまで以上に強くなっているということで、米国の軍用機の低空飛行は中止してくださいという意見書も上げました。

そういう中で、次々とこれまでもオスプレイの事故というのがあったんですけども、まざまざと大きな映像が流れまして、本当にますます不安が高まっております。日本政府も自衛隊にオスプレイを導入しようとか、米軍機も配属される予定ということで、ますます米軍機が徳島上空を飛ぶ回数が増えるんじゃないかと懸念されるんですけども、昨日の事故のニュースを受けまして、徳島県としてはどのような対応をとられるんでしょうか。

仁木総務課長

日本時間の18日、ハワイの時間で5月17日に発生をいたしましたハワイオアフ島におきますペローズ空軍基地において、MV22オスプレイ機が訓練中の着陸に失敗をして事故が発生をしたということが報じられてございます。このことについての対応でございます。

事故原因につきましては現在調査中ということをお願いしております。また、国の動きといたしましては、岸田外務大臣が関連情報の速やかな提供、それから普天間飛行場のオスプレイにつきまして、安全面での最大限の配慮がなされるよう申入れをする。また、原因の究明後には国内向けに説明をするといった考えを示されたというふうな報道がなされているところでございます。

県といたしましても、やはり県民の皆様方の安全・安心を守ることが非常に重要でございますので、必要な情報公開、提供などにつきましても、国に対し引き続き要請をしておりますとともに、必要な取組を行ってまいりたい、適時適切に対応してまいりたいと考えております。

達田委員

適切な対応というんですけれども、具体的にどういう形になるのでしょうか。

仁木総務課長

今回の事故につきましての原因が究明中といったことが言われておりますけれども、県といたしましても、やはり県民の皆さんの安全・安心を守るといった観点から、ここはオレンジルート、飛行訓練のルートに含まれているといったこととございますので、直接確認をする必要があるということで、本日、防衛局に電話を午前中に入れまして、今回の事故の早期の原因究明につきましての要請を米側に対してしていただきたいということ、さらに、その結果につきましてはわかり次第公表をしていただきたいといったことを申し上げたところ、そのような対応をする予定であるというふうな回答が得られたものでございます。

達田委員

こうした危ない米軍機がどんどんと徳島県の上空を今も飛んでいるわけなんですよね。私は21日に牟岐町に参りましたときに、たまたま遭遇をしたわけなんですけれども、本当に雷が落ちたのかなと思うような大きな音が、その日は大体8回から10回、人によって回数が違うんですけれども、8回ほど大きなごう音がしまして、そのうち、私が目で見ましたのは3回ですが、ものすごく近くを、家の真上を飛ぶわけなんです。そういった遠くを飛んでいるものにつきましては、ちょうどエイのように見えるんですね。ということは、真横になって飛んでいると。だから、形がこんなふうに見えるのはどうしたんですかと私も聞いたんですけれども、山肌をずっとなめるように飛んでいって、それがあつという間

に見えなくなると。ごう音が聞こえたと思ったら、見に行ったら遅いというのがほとんどなんです。そういうのが非常に多くなりまして、徳島県議会がこうした意見書を上げましたが、それ以後もますます低空飛行訓練の回数が増えていると思われるんですけれども、今の状況ではどれぐらいの低空飛行訓練が回数として行われているのか。それから、県の方は目撃したとき、どこに連絡すればいいのですかということに対して、ここへ連絡してくださいということをおホームページなどで掲載しておりますけれども、住民の方からそういう目撃情報、また心配の声などがどれぐらい寄せられているのか、お尋ねいたします。

仁木総務課長

まず、米軍機と見られる飛行機、航空機によります低空飛行の状況でございますけれども、直近の例を申し上げますと、平成26年度につきましては31日間報告がなされております。平成27年度につきましては、これまでに合計5日間、これは1日に複数飛んでいるという場合もございますけれども、報告がなされているところでございます。

目撃情報につきましては、市町村に対しまして毎年年度の当初に文書でもって、米軍機と見られる航空機の低空飛行というふうな事案の目撃があったということであれば、総務課へ連絡をして欲しいということをお願いしているところでございます。

もちろん、それ以外にも直接これまでも県民の方から直接情報をお寄せいただいたということもございますが、そうした情報を寄せて、とにかく県内の各地におきますこうした低空飛行に関する情報ということがございましたら、寄せていただきますように、今後とも市町村と連携をいたしまして取り組んでいきたいと考えております。

達田委員

飛んだ日数ですね、何日間飛びましたよというのはあるんですが、1日のうちに何機も飛ぶわけですよ。機数でいいますと、何機になりますか。

仁木総務課長

ただいま手元にあります資料で、正確な機数を申し上げることは困難なのですが、平成27年度でいきますと20機程度であろうと思います。

達田委員

これは県の方に寄せられたと言いますか、各町の方でも調べているということなんですけれども、結局音が聞こえました、見えましたというようなことだと思っておりますけれども、これは音の分も入っているんでしょうか、音だけというのもの。

仁木総務課長

市町村役場に対しましては米軍機と見られる航空機の目撃情報があった場合というふうな形をお願いをしているところでございますが、平成26年度から県内で牟岐町、海陽町に

おきまして騒音測定器を設置いたしまして、騒音の測定をしている。その騒音のデータも合わせまして、国にその当該の情報につきまして、それが米軍機であるのかどうか、米軍機である場合には直ちにそうした低空飛行という訓練につきましては中止をしていただけるよう申入れをしていただきたいといったことで申入れを行っているところであります。

達田委員

赤ちゃんが寝ていましてもぱっと飛び起きて、大泣きするというようなすさまじい音ですので、住民に対して物すごく不安を与えているということは間違いないんですね。それが、全く人のいないところじゃなくて、学校もあり、保育所もあり、人家もありというような上空を飛んでいるわけです。以前は海陽町ですか、あちらの方が多かったんですが、今は牟岐町の内妻海岸のあたりから、和歌山方面から入ってくるわけなんですけれども、本当に縦横無尽に、本当に我が庭と言わんばかりに危険な訓練をしているということで、早くやめてもらいたいというのが住民の皆さんの声なんですけれども、これがオレンジルートと言いましても決まったところだけを飛ぶわけじゃなくて、言ったらどこでも飛べるわけなんです。だから、いつどこへ飛んでくるかわからないというような、そういう危険もございます。そして、事故がどんどん起きているようなオスプレイもまた飛ぶ回数が増えるかもしれないというようなことで、非常に大きな不安がございますので、私はあの事故をきっかけに、一つは県として、議会もちょっと言わないといけないと思うんですけれども、県として、やっぱり国、そして米軍に対して、直接やめてもらいたいということをお願いするという、それからオスプレイの配備そのものをやめてくださいということをお願いする。少なくとも、徳島県として、徳島県の上空、私は徳島県じゃなくて日本全体と言いたいんですけれども、徳島県としては、徳島県の上空は飛ばないでもらいたいという、それくらいはきちんと申入れをするべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

仁木総務課長

米軍機と見られる航空機の低空飛行事案につきましては、その都度国に対し、これは外務省並びに防衛局でございしますが、米軍機かどうかの確認、米軍機である場合には、低空飛行中止といったことについての申入れ、要請をしているところでございます。外交と防衛に関することにつきましては、国の所管、専管事項というところがありますので、直接米軍に対しての申入れを行うといったことについては難しい面があるかとは思いますが、県といたしましては、県民の皆様方の安全・安心をしっかりと守っていくということが極めて重要な課題でございますので、今後とも適時適切に国に対して要請を行ってまいりたいと考えております。

達田委員

国の所管事項とはいっても、やっぱり今おっしゃったように県民の安全を守る、ま

た県民の不安を取り除くというのが県の仕事でございますので、そのためにはどこへでも出かけて行って物を言うという姿勢が必要だと思っております。ですから、米軍に対してもやっぱりきちんと物を言わないと、人づてにと言ったらおかしいですけども、間を介していきますと、なかなか伝わらないという面もありますので、是非、知事自らが行っていただいて、米軍に対してきちんと物を言うていただくというような、こういう方向で取り組んでいただきたいと思います。是非、よろしくお願いいたします。

西沢委員

私の地元の真上を飛んでいるので、さっき回数を言っていましたけれども、そんな程度じゃないですね。1回で3、4機飛んでいることもあります。それが今ちょっと少なくなった、余り最近見られませんけれども、ちょっと前までは1か月にほとんど毎日に近いぐらい見えていましたね。そんなときもあります。

ちょっと教えてほしいんですけども、高度は何メートル以上でなければいけないという規定ですか。それを教えてください。

仁木総務課長

飛行高度についてでございますけれども、航空法第81条の有視界飛行の高度ということで、人家密集地におきましては300メートル、その他におきましては150メートルの定めがございます。この定めを遵守する旨、平成11年の日米合同委員会において合意がなされているところでございます。

西沢委員

それは何のために、メートルで決められているのですか。

仁木総務課長

これは、日本、我が国全体の基準でございますけれども、やはり国民の皆様方の生活の安全のためであると理解してございます。

西沢委員

日本の、例えばヘリコプターが徳島県に防災ヘリとかヘリが飛ぶ場合に、例えば上空から人を探す、それはどういう段取りで飛ぶことになるんですか。例えば、どこかに管制塔の上で天候なりはかって、いろいろ段取りあるじゃないですか。飛ぶまでの過程。それから何で報告の義務があるのかというのがないじゃないですか。現地に行くまでのいろいろ段取りがあるじゃないですか。

そういう日本のヘリコプターなんか飛ぶ場合には、飛ぶまでの規制があるんですね。決め事があるんですね。何で決め事があるのかと言ったら、当然ながら安全のため、それから飛行機同士、ヘリコプターとか飛行機が接触とか、事故が起こらないためですよね。

だから、日本の飛行機とかヘリコプター同士とか、そういうところを飛びますよという状況を報告して、了解をもらってから飛ぶという形になっていますよね。でも、残念ながら米軍はそうじゃないと。ということは、ニアミスが起こらないんですか。遭難したときにヘリコプターで山の方を上空から搜索すると。そういうときに、山の高さが300メートル、山合いからすっと出てきたら、ぶつからなくても下手したらヘリコプターの方が失速したりしますよね。そんなことはあり得んのですか。

岸本委員長

小休します。（14時23分）

岸本委員長

再開します。（14時24分）

西沢委員

結局、そういう双方が安全を確認できるような状況でなかったらいかんのが、余りにも一方的過ぎますよね。そのあたりは、やっぱり基準をちゃんと守ってくださいという根拠ですからね。そういう搜索中のヘリコプターの事故が起こる可能性は十分にあるんですから、そのときに、事故が起こってからではもう後の祭りですよ、人命がどうなるかわからない。そういう意味合いにおいても、はっきり徳島県も国の方から米軍の方に申入れしていただくということが必要なんじゃないかと思います。

それから、騒音を計ってといいますよね。騒音は国の方にそれが米軍のものなのかどうかをお願いしていると、調査をね。その返事は返ってきているわけですか。

仁木総務課長

平成26年度から騒音測定器を県独自に設置いたしまして、この測定データを付けるかたちで国に対して状況の報告を行っているところでございますけれども、その結果、具体的な騒音被害を国に訴えた結果、国を通じ、米軍側から米軍機の飛行であるということを確認されたといった回答が来ております。具体的に申し上げますと、平成26年度におきましては日数において31日間の報告をいたしましたけれども、その中で、米軍機であるとの回答がありましたのが17日間。27年度、これは今現在でございますけれども、これにつきましては、米軍機でないのかといったこちらからの報告が5日間、それに対しまして、米軍機であるとの回答が2日間であると寄せられたということでございます。

西沢委員

米軍の方に問合せしても、なかなか本当かどうか疑わしいところもありますけれども、特に高さには。それを日本の中で調べられないのか。自衛隊なんか絶対調べますよ。録音を聞いたら音だけで、これは何の飛行機だというのは多分わかりますよ。音の大きさによ

って、これは300メートルぐらいかなと。調べようによっては、それが米軍かどうかというのは当たり前の話でわかります。

だから、やっぱり一番は安全・安心ですから、徳島県も、また日本もそういう安全を守って、そのためにきちんと報告もしているんだから、もっとこうだから守ってほしいという訴えというのにも必要なんじゃないかなと。ただ単に守ってくれ守ってくれというんじゃない。本当に国を経由せずに、直接アメリカに言っていくぐらいのことでないといけないと思います。アメリカ大統領に直接持っていくぐらいの気持ちがなかったら。これだけ言っているんですから、そう思います。そのぐらい、やっぱり真剣に考えないといけないのではないか。私の地元の真上を飛んでいるので、私に落ちてくるのではないかと思ったりしますから、みんなで頑張っていかないといけないときもあると思います。よろしく頼みます。

岸本委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時29分）